# 特記仕様書①(案)

#### 1. 業務目的

御堂筋においては、車中心から人中心のストリートへと空間再編をめざす「御堂筋将来ビジョン」 を平成31年3月に策定し、現在、将来ビジョン実現に向けたファーストステップとして、道路空間 再編を進めている。

御堂筋将来ビジョンの実現に向けた道路空間再編の取組みの三本柱として、「①大阪の顔にふさわしい御堂筋(側道歩行者空間化整備の取組み)」、「②新たな魅力が体験できる御堂筋(官民連携した利活用の取組み)」、そして「③都市の成長を支える多様な機能を備えた御堂筋」を進めているところである。

都市の成長を支える多様な機能を備えた御堂筋のテーマのもと、インフラ分野においても AI 技術や ICT 技術、ビッグデータの活用など新技術の活用にも取り組んでいる。

本業務は、データとデジタル技術を活用して、業務そのものやプロセス、働き方などを変革し、DX推進(デジタルトランスフォーメーション)の取組みを進め、御堂筋に相応しい都市の成長を支えるスマートストリート実現に向けたデジタル技術の活用方法や取り組みについて検討を行うものである。

御堂筋に関するこれまでの取組みについては、下記ホームページを参照願います。

【参考:御堂筋《大阪市建設局》】

https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000239158.html

# 2. 業務内容

#### 2-1 DX 推進のあり方検討

御堂筋では、大阪・関西万博にむけた、DX事業をR5年度~R7年度の3か年で推進する予定である。その中で、御堂筋の空間再編整備区間(長堀通~千日前通間)において、AI カメラの活用による荷さばきスペースやタクシースペースなどの一時アクセススペースの運用方法の検討やビッグデータ解析による歩行者の回遊性の分析など、空間再編整備後の滞在空間のあり方、利活用施設のあり方などについて、整備にあわせ検討を進めてきたが、引き続き調査検討を進める必要がある。

以上のことから、上記課題検討項目等について、現在の検討状況等を踏まえ、原因等の分析及 び課題抽出を行い、2-2から2-4に記載している AI カメラ及びビッグデータによるデータ活用 検討、デジタル技術を用いた調査を踏まえた DX 推進計画(案)の作成を行うこと。

- (1)デジタル技術を活用した事業のスマート化の検討・体制スキーム
  - 御堂筋将来ビジョンの実現に向けて、整備のポイントや課題の抽出を行い、必要なデジタル技術を踏まえ、事業のスマート化を検討する
  - 継続的な運用が可能な体制スキームの構築に向け、課題抽出を行い検討すること
- (2)御堂筋にふさわしいデジタル技術のあり方検討

- AI 技術の活用方法検討
- ICT 技術の活用方法検討
- ビッグデータの活用方法検討
- その他のデジタル技術の活用方法検討
- データのオープンデータ化検討

# (3)御堂筋における既存デジタルデータや技術の把握・調査・分析

- 御堂筋将来ビジョンの実現に向けて、必要な情報ソースの把握
- 必要な情報ソースを把握するためのデジタル技術の検討

# 2-2 AI カメラによるデータ活用検討

道頓堀区間(道頓堀川〜千日前通間)の荷捌きスペースについて、現在、交通誘導員を配置した 運用方法を採用している。

AI カメラによる映像解析で利用状況の把握等を行い、運用(省力化)する仕組みについて引き続き検討を進める必要がある。

# (1)御堂筋のデジタル技術を活用した検討体制づくり(マネジメント検討)

- AIカメラを活用した路側マネジメント体制づくり
- 御堂筋周辺での連携を進めるためのデータ活用、検討体制の整理、構築
- 本検討組織によるデータプラットフォーム運用の仕組みについて検討

#### (2)AI カメラデータの活用検討

- 御堂筋に設置している既存カメラの高度化及び活用検討
- 自動車交通量、歩行者交通量、自転車交通量などの把握
- 歩行者の特性分析(性別・年代など)
- 滞在状況の把握に関すること
- 維持管理や日常管理に関すること
- 路上駐輪、ごみ等の状況把握に関すること
- 荷捌きの状況把握や不適正利用の検出、発報
- ナッジ誘導の検討

## (3)御堂筋の荷捌きスペース運用の社会実験

- 荷捌きスペースにおいて、簡易的な社会実験の計画、実施(秋頃予定)、検証結果とりまとめを行うこと。
- 実験計画の内容
  - ▶ 荷捌きスペースにおける駐車位置や停車時間などを検知し、アラートや警戒発信サイン等により利用者への警報・注意喚起、ナッジ誘導の情報発信を行う。
  - ▶ 特に、長時間駐車の利用者には、アラート発信等により、円滑な荷捌きスペースの運用が行えるよう対策を検討する。

- ▶ 現地での荷捌き運用を実施しているガードマンに対して、スマートフォンなどデジタ ル技術を活用した誘導支援対策を実施する。
- ▶ 荷捌きスペースの運用について、荷捌き車の判別方法、荷捌き利用時間帯、ガードマンの誘導方法(巡回型)、一般車の利用有無、など減員手法などの対策立案をおこなうこと。

# 2-3 ビッグデータによるデータ活用検討

御堂筋の側道歩行者空間事業は、長堀通より南側について、現在整備を進めているところであり、御堂筋の整備に伴いエリアの回遊性向上が見込まれている。

この効果の見える化を行うことで、地域への人流の広がりなどを把握することができ、エリア全体の回遊性向上の仕組みづくりなどの検討が必要である。

位置情報データを活用した回遊性の把握などを行ってきたところであるが、今後も引き続き、 調査検討を実施していく必要がある。

また、御堂筋においても歩行者利便増進道路制度に伴う区域指定等を実施しており、滞在空間のあり方について、回遊性の観点を取り入れ検討を実施する必要がある。

# (1)御堂筋周辺のビッグデータ活用検討

- 回遊状況の分析・効果把握
- 利活用検証期間等における位置情報を用いた回遊状況のデータ取得、分析
- 沿道店舗や地域への来訪、消費の波及効果の分析
- その他、周辺エリアの回遊における課題の整理
- エリア回遊性向上のための仕組みづくり検討
- 御堂筋側道歩行者空間化の今後の進め方検討等(長堀通以北、他の幹線道路への展開)
- 道路空間再編、利活用等の整備を実施するための必要な交通状況を把握方法検討

## (2)ビッグデータ等のマネジメント利用検討

- 経済効果等の関連性
- データマネジメントの検討
- オープンデータ化の検討

御堂筋の回遊性に関するこれまでの取組みについては、下記ホームページを参照願います。 【参考:《大阪市建設局》】

○御堂筋チャレンジ 2020 について

https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000525987.html

- ○ウィズコロナの「御堂筋」のスガタをつくる社会実験「御堂筋チャレンジ 2021」について https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000559629.html
- ○御堂筋チャレンジ 2022 の検証結果について

https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000590637.html

# 2-4 御堂筋周辺におけるデジタル技術データの情報収集・取得

ミナミ界隈の回遊性向上の検討について、御堂筋を含む周辺道路の歩行者分布、行動、滞留調査、位置情報を使った人流把握等を実施するとともに、過年度の調査・分析結果に基づく歩道空間の特性、回遊状況を踏まえて、回遊性の向上に向けた課題や対策などについて検討すること。

- エリアの歩道空間の特性分析、課題抽出、対策検討
- 位置情報データによる来訪範囲及び回遊パターンの分析(来訪者の特性属性分析含む)、 課題抽出、対策検討
- 歩行者分析調査は、以下の通りとする。

# (1)歩行者分布調査

歩行者通行量の分布を、多地点で把握すること。駅直近及びその周辺100箇所程度において5分間カウント法により、局所的な歩行者の粗密を明らかにするための歩行者通行量のサンプリングデータを収集すること。平日・休日の各1日、朝から夕方のうちの6時間の時間帯で記録を行うことを想定している。収集したデータは GIS 上に整理・可視化すること。

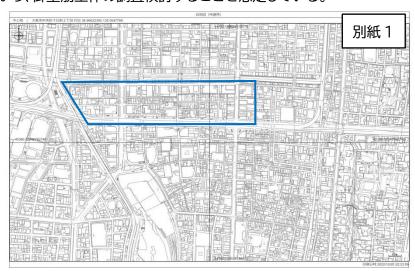
# (2)歩行行動調査

主に駅直近において、追跡手法による歩行者行動の観測調査を行い、歩行者の特徴的な行動を抽出することにより、各場所の固有課題(歩行途中の迷いや遠回りなど)や、魅力要素(立ち止まって写真を撮るなど)を明らかにすること。200サンプル程度得ることを想定している。

### (3)滞留行動調査

駅直近の歩行空間における滞留行動の発現状況(滞留場所、時間帯、属性、行動)を観察的 手法により調査すること。平日・休日の各1日、昼間に(6回程度)対象範囲を巡回し、記録を行 うこと。属性別、行動別に GIS 上にデータとして整理すること。

※ 2-1~2-4の検討、調査等については、別紙1の範囲を想定している。 また、千日前通以南について、同様の検討調査等業務委託を発注予定であり、それぞれの業務間 で連携しながら、御堂筋全体の調査検討することを想定している。



# 2-5 協議・調整資料作成

監督職員より別途貸与するこれまでの経過資料を十分に理解したうえで、警察、地元及び関係機関等と整備にかかる調整・協議等を行うための資料を作成すること。また、各会議・協議等には、同席したうえで、議論した内容を取りまとめた報告書(議事録等)を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。監督職員と協議の結果、協議・調整回数に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

#### (1)協議・調整資料作成

有識者ヒアリングは5回とする。(整備完成区間についての検証・評価、長堀通以北の整備に向けた検討・検証、側道歩行者空間整備に伴う経済効果等の指標化、官民連携による高質な空間形成への取組み資料)

## 2-6 報告書作成

『報告書(概要版)』及び『DX 推進計画(案)』としてとりまとめ、通常の報告書作成とは別に A 4版2つ折り糊付け製本を20部提出するものとする。また、報告書(概要版)の冒頭には、ダイジェスト版(Microsoft Word を基本とした A4版10枚程度)及びその他関係資料(Microsoft PowerPoint を基本)を作成し添付するものとする。

# 2-7 過年度成果の貸与

以下に示す過年度成果について、内容を十分理解するとともに、整理を行うこと。 なお、過年度業務の成果については、監督職員から貸与するものとする。

- 御堂筋道路空間再編にかかる社会実験業務委託(平成25年度)成果品
- 御堂筋道路空間再編に係る社会実験業務委託 2(平成30年度)成果品
- 御堂筋·船場地区設計等業務委託(平成30年度)成果品
- 御堂筋道路空間再編設計検討業務委託(令和元年度)成果品
- 令和2年度 御堂筋道路空間再編整備計画作成に向けた調査検討業務委託 (令和2年度)成果品
- 令和2年度 御堂筋道路空間再編設計業務委託(緊急)(令和2年度)成果品
- 令和3年度 御堂筋道路空間再編整備検討等業務委託(令和3年度)成果品
- 令和3年度 御堂筋道路空間再編調査検討業務委託(令和3年度)成果品
- 令和3年度 御堂筋道路空間再編調查検討業務委託(緊急)(令和3年度)成果品

# 特記仕様書②(案)

#### 1. 適用

本業務は、各特記仕様書及び大阪市建設局作成による以下の仕様書に基づき、実施しなければならない。

業務委託共通仕様書(平成28年9月)<令和3年8月1日以降契約分より適用> 【業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018864.html

# 2. 歩掛適用年月

本業務の積算に用いている歩掛は、設計業務等標準積算基準書(令和4年度版:国土交通省監修)を適用しています。

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

http://www.city.osaka.lg.ip/kensetsu/page/0000035398.html

# 3. 単価適用年月について

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価については、国土交通省より令和5年2 月14日付で示された「令和5年度 設計業務委託等技術者単価」及び「令和5年3月から適用する 公共工事設計労務単価」を適用しています。

# 4. 監督職員

- 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知する。
- ② 監督職員は、契約図書に定めた範囲内において、設計数量等の把握をすると共に、承諾、協議を行う。
- ③ なお、監督職員と担当職員が兼務することがある。

# 5. 配置技術者

- ① 本業務の実施に際し、業務委託共通仕様書の規定に従い実施するものとする。
- ② 各配置技術者(管理技術者、担当技術者)は、本業務委託で実施した公募型プロポーザル方式の際に提出した、技術提案書の業務実施体制(様式2)に記載された人物と同一でなければならない。

ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合は、本市が要求する資料等の提出を行ったうえで、同等以上の技術力を持つ技術者であることの了解を得なければならない。

# 6. 安全管理

現地踏査等に関して、工事請負共通仕様書(大阪市建設局)に基づき、道路交通に支障をきたさないよう安全管理上必要な対策を講じ、万全の体制で行うこと。

# 7. 関係官公庁への手続き

本業務を実施するに当たっては、所轄警察署への道路使用許可申請や建設局各工営所等への必要な諸手続きを行うものとし、許可条件を遵守し業務を実施すること。

## 8. 設計協議

- ① 原則として業務着手時においては管理技術者、成果品納入時においては管理技術者・照査技術者が立ち会うこととする。また、打合せ内容については毎回議事録を作成し速やかに提出すること。
- ② 中間打合せについては5回を計上しているが、監督職員と協議の上打合せ回数を変更できるものとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。また、中間打合せは、各担当職員が行うものとする。
- ③ 監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。

## 9. 成果品の納入

成果品は、業務委託共通仕様書を標準とし、詳細については監督職員の指示に従うこと。 図面等についてはデータ1式(記憶媒体:CD-R を原則とするが、容量に応じて監督職員に確認 する。)を提出すること。

図面については SXF 形式または DXF 形式ファイル、数量計算書については Microsoft Excel 形式ファイルを標準とし、本市システムで対応可能なバージョンであるか監督職員に確認をとること。

監督職員の指示がある場合には PDF 形式ファイルでもデータを作成し提出すること。

なお、データの提出に際しては、ウイルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウイルス検査の結果を監督職員に報告すること。

なお、最終の成果品については監督職員と協議するものとする。

## 10. 再委託について

- 1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (1)委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2)解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (3)各種検討、協議・調整資料作成、報告書作成
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入 札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規 定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合 に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注

者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な 指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

# 11. その他

① 本市設計積算システムの更新に伴い業務実施時及び業務完成時に受注者が提出する書類の一部が追加されたので様式について監督職員の指示に従い作成すること。

【追加となる様式】

- 業務委託料請求内訳書(または中間金請求内訳書)
- ② 本業務により得られた情報は、他に漏洩しないこと。